資料No. 5

区連会４月定例会資料
令和７年４月 21 日
栄区社会福祉協議会

各自治会町内会　会長　様

日本赤十字社栄区地区委員会
委員長　　松永　朋美

令和７年度　日赤活動資金の募集について【協力依頼】

1　事業の趣旨

令和7年度「日赤活動資金募集」への協力依頼。

例年、赤十字活動につきましては、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度もその活動財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

2　お願いしたいこと

【 区 連 長 】ご承知おきください。
【 地 区 連 長 】地区連合定例会にて情報提供をお願いいたします。
【単位会長】日赤活動資金の募集にご協力をお願いいたします。

3　募集期間

令和7年5月1日～6月 30 日

※令和7年度分の活動資金については、令和7年8月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

4　納入方法

次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

（1）　郵便局にて払込　※同封の払込用紙をご使用ください。

令和７年度より、郵便局にて**払込により納入いただいた場合は、郵便局の「払込票兼受領証」をもって、日赤活動資金の領収書**とさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。
なお、**別途領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください**。個別に対応させていただきます。

（2）　直接持参

下記事務局まで直接ご持参ください。

【窓口受付時間】 祝祭日を除く、月～金　午前9時～午後5時
（区社協協力金と同時にお預かりさせていただきます）

5　活動資金の使途内容

集められた活動資金（募金）の８割は、国内外で発生した自然災害等の救援・救助活動や、ボランティアの育成、看護師養成、社会福祉活動事業の援助等に広く使われます。

また２割は、区内で実施する各種救急法等の講習、地域支援事業、民家火災発生時や水害発生時の救援物資等に使われる予定です。

6　別紙

（1）　令和7年度　日赤活動資金予定額一覧表（区全体・地区別）

【事務局】
社会福祉法人　横浜市栄区社会福祉協議会　（担当　小沼）
電　話　：　045-894-8521　　ＦＡＸ　：　045-892-8974
e-mail　:office@sakaeku-shakyo.jp

資料No．８

市連会４月定例会説明資料
令和７年４月２２日
都市整備局地域交通推進課

「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【情報提供】

１　事業の趣旨

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和７年度から運用を開始しましたので情報提供します。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　添付資料

パンフレット
（「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について）

４　事業概要

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

「おでかけシャトル」の導入に向けては、住民・行政・交通事業者など関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

新たな制度では、アンケート調査の実施や関係者との調整支援等、地域等の取組に対する様々な支援を行うとともに、運行経費、車両導入等の環境整備費、その他地域公共交通の運行に必要となる経費の一部を補助します。

都市整備局地域交通推進課
担当　勝山、星野
電話 045-671-3800 /FAX 045-663-3415
ﾒｰﾙ　tb-chikikotsu@city.yokohama.lg.jp

横浜市
みんなのおでかけ交通事業

●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

地域の皆様の取組意向

移動しやすく暮らしやすいまちにしたい！

運行計画の作成

地域でアンケートを実施

運行スタート！

利用状況チェック

地域でアンケートを実施

検討・伴走

補助金交付

●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

市役所・区役所
検討・伴走

住民・企業
取組主体・利用促進

交通事業者
運行・安全管理

1 おでかけシャトルで まちはどう変わるか

行動の変化
気持ちの変化
まちの変化

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。
あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？

導入後

移動手段の導入で、１人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

2 導入までの流れ

検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域住民	交通事業者※	横浜市
1. 課題を共有する	（1）事前相談	●	●	●
	（2）移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析
2. 運行計画をつくる	（1）運行計画案の作成	●	●	●
	（2）推計利用者数の算出			●
3. 運行事業者を決める	（1）活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	（2）募集要件のとりまとめ	●		●
	（3）募集要件の公表（事業者への周知 HP への掲載）			●
	（4）応募内容審査・事業者の選定	●		●
4. 運行に向けた準備	（1）道路管理者・交通管理者との調整			●
	（2）周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	（3）停留所設置箇所の地先調整	●		
	（4）地域公共交通会議等への付議		●	●
	（5）運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	（6）運行に係る協定締結	●	●	●
5. 運行スタート！（実証運行 最大3年間 → 本格運行）	（1）運行状況のモニタリング	●	●	●
	（2）利用促進活動	●	●	
	（3）運行計画の見直し・改善	●	●	●

約 1 年

約 1.5 ～ 2 年

運行開始

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

3 支援内容

（1）支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」（白地）が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。
（※1）

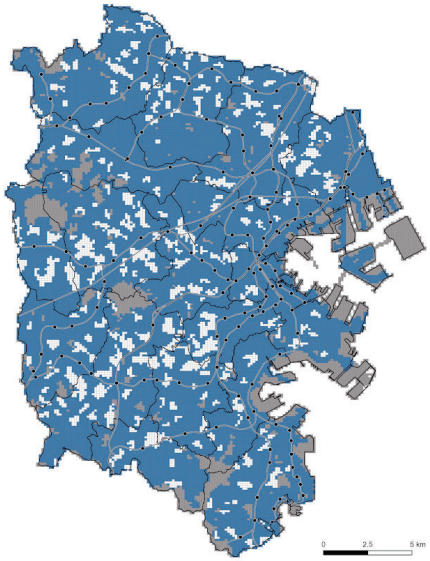

公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

（2）支援継続条件（路線定期運行、デマンド型運行の場合）

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行（※2）	1年目終了時点（12 か月経過後）	収支率 25% 以上
	2年目終了時点（24 か月経過後）	収支率 35% 以上
	3年目終了時点（36 か月経過後）	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降 （48 か月経過後）	収支率 50% 以上

（※1）白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

（※2）最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

（3）導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

①路線定期運行

- 実証運行
  - ・運行経費と運賃収入等の差額補助
- 本格運行
  - ・運行経費と運賃収入等の差額補助（50%かつ上限 600 万円 / 年を上限）
  - ・その他（車両費、バス停設置費、利用促進費 等）

②デマンド型運行

- 実証運行
  - ・運行経費と運賃収入等の差額補助
  - ・システム費補助（上限 520 万円 / 年）
- 本格運行
  - ・運行経費と運賃収入等の差額補助（50%かつ上限 600 万円 / 年を上限）
  - ・システム費補助（上限 520 万円 / 年）
  - ・その他（車両費、バス停設置費、利用促進費 等）

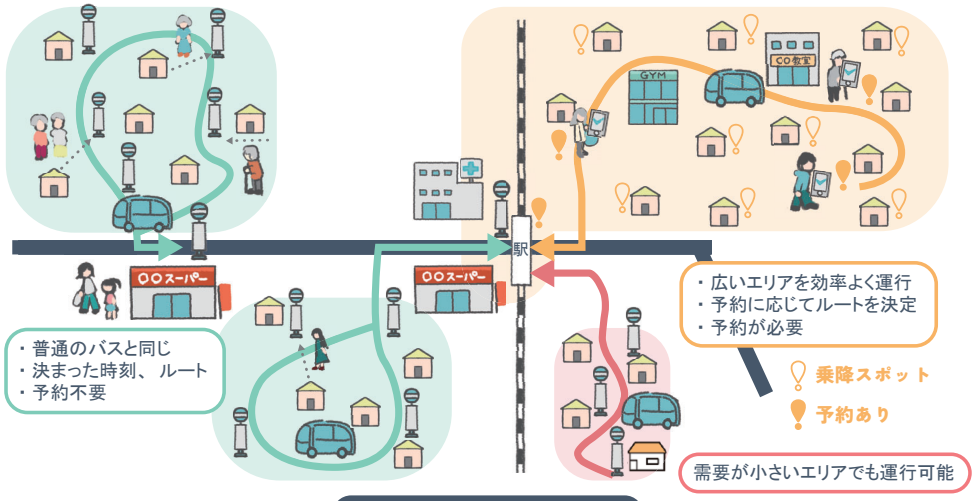

地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③地域の輸送資源の活用

実証運行 及び 本格運行　車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかり把握し、地域の総意として **おでかけシャトル** の導入に向け取り組むことが必要です。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシャトル** を定着させるためには、多くの方々の利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

今ある公共交通を活かす

おでかけシャトル は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の 50% にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年 10 月より **おでかけシャトル** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシャトル** となるよう検討しましょう。

2025 年4月発行
横浜市都市整備局地域交通推進課　〒231-0005　横浜市中区本町6－50－10
TEL：045-671-3800　FAX：045-663-3415

資料No．9

市連会４月定例会説明資料 令和７年４月１０日 総務局防災企画課

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

１　趣旨

本市では、令和６年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計482件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

３　地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

○　地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。

○　戦略期間は令和７～15年度とし、そのうち令和７～11年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。

○　戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html

総務局危機管理室防災企画課　担当：阿武、田岡 電　　話　671-4096 電子メール　so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

説明資料

横浜市地震防災戦略

令和７年３月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和７～15年度（集中取組期間 令和７～11年度）

戦略の４つの柱

柱１	**市民や地域の「発災前からの備え」の強化** 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも活きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱２	**誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築** 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱３	**大規模災害時の拠点等整備** 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱４	**災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靭化）** 緊急輸送路等の強靭化、上下水道の強靭化、港湾施設等の強靭化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靭化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。
URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html

＜戦略の全体像＞　※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱１：市民や地域の「発災前からの備え」の強化		
施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助･共助の推進）	**個人備蓄の促進**や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、**マンション防災の推進**などにより、自助･共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、**感震ブレーカーの設置促進**、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、**木造住宅やマンション等の耐震化**、**家具転倒防止器具の設置**等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。
戦略の柱２：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築		
施策1	避難所環境の向上	**小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備**や耐震給水栓整備の加速、**災害用トイレの充実**、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、**民間施設活用等による避難スペースの拡充**などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	**避難者の健康維持やプライバシー･就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄**するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や**福祉避難所の拡充**などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や**ペット連れでの避難**、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるように、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。
戦略の柱３：大規模災害時の拠点等整備		
施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う**「広域防災拠点」を、旧上瀬谷通信施設地区に整備**します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、ＤＸ等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。
戦略の柱４：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靭化）		
施策1	緊急輸送路等の強靭化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靭化	災害時における給水・排水機能を確保するため、**地域防災拠点等に接続する水道管･下水道管の耐震化**や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靭化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

柱１：市民や地域の「発災前からの備え」の強化 《取組抜粋》

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→３日分（できれば１週間分）
飲料水　１人当たり３リットル/日
トイレパック　１人当たり５個/日

取組指標	３日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水　②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	63.6%	85%	100%
②	34.2%	70%	100%

マンション防災の推進

マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約６割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和７～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月)　東日本大震災(H23年3月)

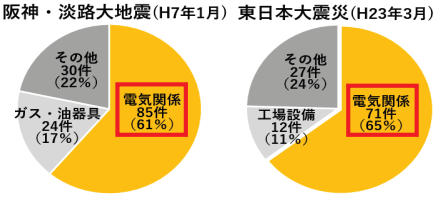

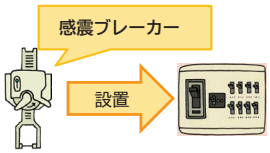

取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の６割以上が電気に関係するものとされています。
電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年６月以降2000年５月末以前の新耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	94%(R5末)	96%	98%
②	－	150件 (R7～R11)	120件 (R12～R15)
③	8件（R5）	150件 (R7～R11)	120件 (R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付が困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和７～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

柱２：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築
《取組抜粋》

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校（25%）	465校/465校（100%）	－

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。

マンホールトイレ

トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数			
	直近の現状値		R11目標値	R15目標値
	①	0か所	459/459拠点（完了）	－
	②	1台	2台	－

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	－（県既存協定は有）	県ホテル組合※との協定締結(R7) 協定締結先拡充	協定締結先拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の３食×３日分を確保します。

栄養補助食・飲料

衛生用品（口腔ケアなど）

プライバシー確保（パーティション）

寝具（コットなど）

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分（避難者２食１日分）	323.1万食分（避難者３食３日分）（完了）	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄			
	直近の現状値		R11目標値	R15目標値
	①	557施設	600施設	620施設
	②	検討	全施設にいきわたる量の備蓄（20,000食）	更新

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。

一時飼育場所

※ テント内等

同室避難場所

※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（４か所）の受入体制整備			
	直近の現状値		R11目標値	R15目標値
	①	269/459拠点	459/459拠点	459/459拠点
	②	－	動物愛護センターほか順次整備	各区１か所以上
	③	１か所整備中	４か所	４か所以上

柱３：大規模災害時の拠点等整備　《取組抜粋》

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区		機能
防災・公園地区（①～⑤機能の実施エリアは右図）	①現地司令施設機能（2.0ha）	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者(DMAT等)の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊(自衛隊・警察・消防）の集結･宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当)
		外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区	物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
	観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	インターチェンジ・交通・緊急輸送路	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるＩＣの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：１次路線に指定

<旧上瀬谷通信施設地区 ゾーニング図>

※広域避難場所
大地震により発生した火災から身を守るための避難場所を確保
（適地は今後検討）

柱４：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靭化）《取組抜粋》

重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所

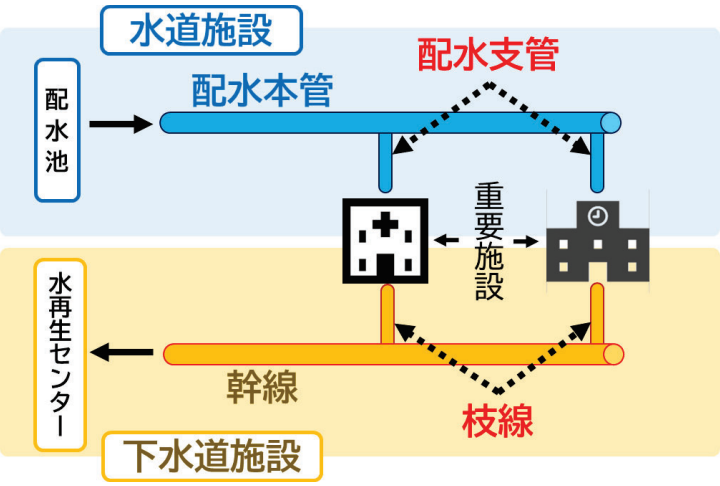

取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化			
		直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	①	357/616か所（58%）	506/616か所（82%）	550/616か所（89%）
	②	440/616か所（71%）	506/616か所（82%）	550/616か所（89%）
	③	478/616か所（78%）	616/616か所（100%）	－

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！
➡ **誤っている場合**は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】
フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

資料No. 11

市連会４月定例会説明資料
令和７年４月１０日
健康福祉局高齢健康福祉課

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

１　事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（Ａ４両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和７年９月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

３　新たな取組の概要

(1)　75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを３年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和７年４月１日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和７年 10 月１日以降、敬老パスを３年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

(2)　敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月１日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

・四季めぐり号（旭区）
・こすずめ号（戸塚区）
・Ｅバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

４　敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

・電話番号： 0120-206-160
・受付時間： 毎日８時から 19 時まで

（休止期間:令和７年４月１日から４月６日、令和７年 12 月 29 日から令和８年１月３日）

健康福祉局高齢健康福祉課
担当　正木、長嶋
電話　045-671-2406/FAX 045-550-3613
ﾒｰﾙ　kf-koreikenko@city.yokohama.lg.jp

OPEN YOKOHAMA 横浜市

令和７年10月～

75歳以上で
令和７年４月１日以降に
運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間 無料

申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市　敬老パス

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160
（令和７年４月７日～令和８年３月31日まで）

無料交付の対象となる方

令和７年４月１日以降に、
75歳以上で
運転免許証を自主返納した方
※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、３年間敬老パスを無料にするための運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年（1950年）10月１日以前の誕生日の方
➡**令和７年４月１日以降に免許証を返納**した場合に無料の対象

②昭和25年（1950年）10月２日から昭和26年（1951年）10月１日までの誕生日の方
➡**令和７年10月１日以降に免許証を返納**した場合に無料の対象

ご注意
- ○自主返納以外（失効など）は無料交付の対象になりません
- ○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります
- ○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限（免許証を返納した日から２回目に到来する９月30日まで）があります。
  （例）免許証返納日が令和７年５月１日の場合、申請期限は令和８年９月３０日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする
持ち物：申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、介護保険証等）

● 現在、敬老パスを利用している方
お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

● これから敬老パス利用する方
新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老パス とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、**横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄**をご利用いただけます。
※令和７年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル　TEL 0120-206-160
（令和７年４月７日～令和８年３月31日まで）

令和７年４月
健康福祉局
高齢健康福祉課